

中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 中播磨（市川流域圏）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、協議会は水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」として設置するものである。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画案について協議すること。
- （2）中播磨（市川流域圏）地域における総合治水の推進に関すること。

（協議会の対象とする計画地域）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。

（協議会委員）

第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めた場合において、会議の場に委員以外の者の出席を求めることができる。

（謝金）

第7条 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (別紙)

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域及び揖保川流域以東の姫路市のうち、海域へ直接放流される地域

地域名	計画地域に属する河川(水系)		うち洪水予報河川 (水防法第11条)	うち水位周知河川 (水防法第13条第2項)
	種別	水系名		
中播磨(市川流域圏)	(二)	天川		天川
	(二)	西浜川		
	(二)	八家川		
	(二)	市川	市川	越知川
	(二)	野田川		
	(二)	船場川		
	(二)	夢前川		夢前川、菅生川
	(二)	汐入川		
	(二)	大津茂川		大津茂川

9 1 5

〔別表第２〕

協議会名簿

属性	所属等	役職等
学識経験者	神戸大学名誉教授	藤田 一郎
国	神戸地方気象台	台長
兵庫県	東播磨県民局	局長
	中播磨県民センター	センター長
	西播磨県民局	局長
	但馬県民局	局長
市 町	姫路市	市長
	高砂市	市長
	朝来市	市長
	神河町	町長
	市川町	町長
	福崎町	町長
	太子町	町長
県 民	姫路市連合自治会	会長
	高砂市曾根連合自治会	会長
	朝来市生野町区長会	会長
	神河町区長会	会長
	市川町区長会	会長
	福崎町区長会	会計
	太子町連合自治会	会長

中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会公開要領

（趣旨）

第1条 この要領は、中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱第10条の規定に基づき、中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員の協議により公開しないとしたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

（会議の開催の周知）

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、会場、傍聴手続その他必要な事項とする。

（傍聴人の定員等）

第4条 傍聴人の定員は、会場の適正人員を超えない範囲で一定の傍聴席を設け、より多くの傍聴が得られるよう定めるものとする。

（傍聴の申出等）

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻前までに、傍聴申出書（別紙様式）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議の開会前に抽選により決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、会議開始後も、定員に達するまで傍聴の上申を認める。

（傍聴できない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- (1) 委員等、他の傍聴人に迷惑となるおそれのある物品を携帯し、着用している者
- (2) 議事を妨害することを疑うに足りることが明らかな態度を示す者
- (3) 児童及び乳幼児（ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。）

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が第8条及び前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ること
はできない。

(傍聴人の意見陳述)

第10条 傍聴人は、会議中、会長が許可した場合に限り、意見を陳述することができる。

2 傍聴人は、意見を陳述するときは、すべて会長の指示に従わなければならない。

(議事録)

第11条 協議会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び会場
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) その他協議会において必要と認める事項

2 議事録は、会長及び会長が指名する委員1名が署名して確定する。

3 議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開とする。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(報道関係者の取扱)

第12条 報道関係者は、第5条の規定に関わらず、公開の協議会を傍聴することができる。

2 第7条から第9条までの規定は、報道関係者が公開の協議会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

(ワーキングの準用)

第13条 第2条から前条までの規定は、ワーキングの会議の公開について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。